

## 2022年10月1日裁判司法研究会議事録

### 1. 概要

【日時】2022年10月1日午後2時から午後6時ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

山村、玉江、大友、小林、林、巫（6名）

### 2. 議論の要約<sup>1</sup>

#### 【東京五輪・パラリンピック汚職事件での人質司法をどう考えるか】

（巫）東京五輪・パラリンピックを巡る汚職事件で、大会組織委員会元理事の高橋治之容疑者が逮捕されたのだが、拘留期限の23日間が過ぎると再逮捕、再逮捕と繰り返し、身柄拘束のまま捜査が続いており、どう見ても自白を強要していると思えない。この方法を使えば、無限に代用監獄による身柄拘束の取調べを続けることができる。我々の会では、このような捜査手法は世界標準を逸脱した人権侵害であるという議論が優勢であった。ところが、報道番組などでは、電通や五輪開催に関する不満を感じていたせい、リベラルと思われるコメンテーターを含め、検察が事実を解明してくれるというような論調で、この動きを歓迎し、少なくとも人質司法の問題点については、口をつぐんでいる。事件の真相についても、検察のリークだけで我々が知ることができると思えないし（検察をそこまで信用できない）、一般的な論調で、このように、人質司法を前提にした司法の体質を容認することに問題はないのか。

（小林）日本では公文書の適正な保存が行われず、証拠を残さずに不正が行われる。私は、以前に、日本の公文書記録を欧米水準にしようと働きかけ、論じたが、大学の教授などの有力者の力で排除されてしまった経験がある。検察が自白によって事実を解明することは必要であり、それがなければ検察は犯罪を取り締まることできない。

（巫）youtubeの番組でこの事件を論評しているのを見たのだが、その司会者はこの事件の捜査について、完全な人質司法で一般的には問題だが、今回の容疑者については構わないからどんどんやれというようなことを話していた。聞き手であった東大教授もあえて反論していなかった。しかし、違法の捜査手法があつて、ある人に対しては、それは許容されるというのは、どういう意味なのだろう。特定の人物に人質司法を容認することは、人質司法を全般的に認めることではないのか。

---

<sup>1</sup> 議論の要約であり、この順で、この言葉通りの議論が行われたわけではありません。

(小林) 日本では認められているということだ。

(巫) たとえば、カルロス・ゴーン氏が逮捕され、同じような人質司法にさらされたときに、彼はその不法性に強く抗議し、担当していた弁護士もその点を強調し、検察を批判した。今回はメディアも弁護士もこの点に触れようともしないのだが、日本人だから人質司法を受け入れているということだろうか。

(小林) そういうことではないか。

### 【デポジションについて】

(大友) 私は法の専門家ではないので、すべてを知っているわけではないが、自分の経験から、デポジションを採用すると、すべての事実を明らかにすることができ、公正な裁判の実現につながると思う。アメリカでは訴訟が多いので、裁判所だけですべてを審理するのは大変なので、裁判所もデポジションに好意的である。

(小林) 日本には調停という(同様の)制度があるが、一方がそれを望んでも他方の当事者が拒否すると調停は行えない。デポジションではどうなのか。

(大友) デポジションは拒否する人はあまりいないのではないか。

### 【純粋な日本人論】

(大友) 純粋な日本人の問題をやはり考えるべきだ。安倍晋三氏の家柄は純粋な日本人ではないのではないか。

(巫) 安倍晋三氏は日本人でしょ。

(大友) 彼の祖父までは日本人だが、その前の家系は明らかになっていないのではないか。

(巫) (安倍の祖父の)岸信介は山口県の出身で、東京帝国大学の法学部に進み、我妻栄と成績を争った。大変、優秀な人物だったのではないか。卒業後、「満州国」の有力な官僚になった。山口県は長州藩で、明治維新の勝利者の側にいたから、昇進などでは有利だったと言える。とはいえ、東京帝国大学法学部に進学したのだから、地方の名家だったはずで、そうでなければ進学できなかったはずだ(純粋でない日本人のはずがない)。明治維新の力関係で長州藩からは、高級官僚などを多数輩出しており、他方、敗者の側の東北地方の人間、例えば会津藩出身者などはまったく出世できなかった。

### 【法律家の協力があれば会の力を発揮できるという考え方】

(巫) 弁護士などで、顧問待遇で相談を受けてくれる人がいることが望ましい。

(小林) 私は自分の件で、いろいろな弁護士に相談しているが、なかなか難しい。

(巫) 弁護士は法知識が商品の商売だから、対価を得ずに法律関係の活動することは原理的に難しい。会の今までの経験でも、生田輝雄氏のような相談に乗ってくれそうな人もいたが、最後までは協力してくれない。

(玉江) 生田氏はだめだ。

(巫) 大高氏の転び公妨事件などで、大高氏を弁護してくれる弁護士もいた。しかし、結局、喧嘩別れになっている。その中で比較的悪い噂のなかった大口弁護士などもいたが、どうなのだろう。

### 【会の宣伝を各所に送ること】

(大友) 会として、各政党や弁護士などに、会の主張と活動を紹介し、協力を求める文書を送付すれば、会の宣伝になるし、返事をしてくれる人もいるかもしれない。こういう会議をいつまでやっても、らちがあかないのではないか。

(巫) 作業としてはどこに送付するかのリストを選定し、文章を書いて印刷して封筒に詰めて郵送すればいい。費用としては、紙代は別にして、切手代がかかるくらいか。

(玉江) 費用はいくらくらいかかるのか。自分は多くは払えないが、少額ならば負担してもいい。

(巫) 切手代は、100通送付するとして、一通100円くらいだとすれば、一万円くらいですかね。玉江さんは賛成ということですか。あと、原稿をだれが書くかということが問題だ。いつも私が書くことになるが、せっかく書いた後で、無責任にだめだと言われることがあるので、書く気にならない。

ほかの人の意見はどうでしょうか。

(小林) 以前、山村さんが地域の参議院議員に話に行ったりしていて、私は頼まれたので付き添ったが、効果はなかった。しかし、秘書が話は聞いてくれた。

(巫) 山村さんはそういう活動を熱心に行っていた。それなりに成果になっているのかもしれない。

(小林) 司法改革は政治の課題にはならないので政党はいい返事はくれないでしょう。もっと大きな問題がある。

(巫) 我々は司法改革が大きな問題であると考えているのだから、それを考えていない人たちに、私たちの主張を送付するということで、何も矛盾しないと思うが。

(小林) いや、司法改革のためには政権が代わらなければならない。政権交代のための政治課題としては財政の問題などが優先し、司法の問題よりも大きい。

(巫) それは、小林さん自身が司法の問題が小さいと考えているということか。

(小林) そうだ。

(巫) それは、(会の目的を否定しているような気がして) 意味がよく分からない。

(小林) 日本はこの30年で非常に悪くなった。その前には日本は非常にいい国だった。(政治における) そのことの対処が重大だ。

(巫) 30年前に日本はいい国だったという小林さんの考え方には同意できない。

(小林) ではどう考えるのかい。

(巫) 小林さんの評価に同意できないというだけで、その理由を説明する必要などない。

(小林) いや、私が理由を述べて日本はいい国だったと言っているのだから、反対するのならその根拠を述べるべきだ。

(巫) 理由を述べているとは思えない。

(小林) 日本は識字率が高く、治安が良く犯罪率も少ない。アメリカは日本より犯罪率が高い。

(巫) そういうことをいきなり主張されても、判断できない。統計資料などを示して詳しく立証すれば、検討できる。

(小林) 自分で勉強しろ。

(巫) なんで小林さんの持論を私が立証しなければならないのか？

(小林) 経済的に30年前は大国で「ジャパンアズナンバーワン」といって、外国人も認めていた。

(巫) 日本がいい国だったというのは評価の問題で、そういう事情でいい国であったと評価することが必然的だとは思わない。そもそもこの議論は無意味だから、話題を変えるべきだ。

(小林) いや、日本がいい国だったという私の主張に同意しないのならば、その理由を主張すべきだ。

(巫) 事実の問題は立証できるが、事実に関する評価は立証の対象ではない。しかし、あえて(戦後日本の) 悪い点をあげるとすれば、(侵略戦争や植民地支配で) 中国ほかアジア諸国に与えた損害をきちんと補償していないどころか、南京大虐殺はなかったなど(という歴史修正主義)を論じる認識の基礎のうえで、経済発展してきたという点がある。

ところで、司法がひどい状態でもそれによって治安が良く、犯罪が少なければ、司法が悪くてもかまわないという言い方に聞こえるが、そういう意味なのか。

(小林) そうだ。

<巫のコメント> 司法が悪くてもかまわないということは、本会の存在意義を否定しているのだろうか。

日本の近代史の評価については、私と小林さんはかなり異なるような気がする。その他の会員についても、同様なことが言える。以前から痛感していて、何度もそう発言しているのだが、私と価値観の異なる発言をする人がいて、それについて反論しようとする、「大した問題ではない」、「裁判には関係ない」というような理屈をつけて議論を封じようとする傾向があった。今回の日本良い国論もそういう現象の一つであると感じる。議論を最後まで行うことを封じて、こんな話をたれ流すのはやめてほしい。あるいは、裁判に直接関係はなくても、司法の問題の基盤になる議論をとことんまでやろうというのなら、そうしてほしい。

(巫) この議論をいつまでもしていても仕方がない。要するに会の紹介を政党などに送ることには反対だということか。

(小林) そうだ。反対していることは理由がありそれは説明した。

(巫) つまり、司法は大きな問題でないから、改革する必要がないということか。

(小林) そうではない。

(巫) 書簡を送っても返事をもらえないから無駄だからか。

(小林) そうではない。

(巫) 小林さんの言っていることはよくわからない。議事録で会話を要約したいのだが、よくわからないので、その部分を自分で書いてくれませんか。

(小林) 自分はいろいろなところで、働きかけを行ってきたがよい効果は得られなかった。どうしても、あなたがそういうものを送りたいのならば勝手に送ればいい。私は協力しない。

(巫) それは、反対の理由を述べていることにはならない。反対の理由はないということか。

(小林) そうではない。政党などはもっと大きな問題に直面していて、司法の問題には目を向けられないから無駄だということだ。もし、どうしてもやりたいのならば、もっときちんとした方法でやるべきだ。

(巫) では、やるとすれば、もっと効果的な方法を考えようという意味でまとめたいか。

### 【司法制度改革について】

(小林) (小泉政権時代の) 司法制度改革について、考察している本があった。そういう文献を読んでから、司法制度改革について考えるべきだ

(巫) その本は小泉改革のときに出た本ではないのか。

(小林) 最近の本だ。

(巫) 前回、司法制度改革について私がやや大風呂敷を広げたが、そういう文献があれば、チェックすべきかもしれない。(Amazonサイトを調べ、) 2020年ごろの本も出ている。しかし、4,000円以上する。調べるのは大変そうだ。

(小林) 図書館で借りればいい。国会図書館に行けばいい。

(巫) 国会図書館では、館外貸し出しができないので、落ち着いて読むことはできない。

(小林) 国会図書館で大体読んで、必要なところを複写するのだ。

<巫のコメント>そもそもこんなことを小林さんに指図される理由はない。

### 3. 次回の予定

次回の期日は、日本時間 2022年10月15日(土) 14時から18時くらいまで、Zoom会議。Zoomホストは小林さんです(米西部時間では、2022年10月14日(金) 22時から26時くらい、米ハワイ時間では18時から)。

2022年10月3日

巫召鴻